

# 合 併 公 告

平成 26 年 10 月 7 日

株主及び債権者各位

神戸市中央区港島 3 丁目 6 番地 1  
兵 機 海 運 株 式 会 社  
代表取締役社長 大東 洋治

当社は、平成 26 年 10 月 1 日の取締役会において、平成 27 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である長門海運株式会社（大阪市北区堂山町 3 番 3 号）を吸収合併消滅会社とし、吸収合併を行うことを決議しましたので下記のとおり公告いたします。

これにより効力発生日をもって当社が長門海運株式会社の権利義務一切を承継し、長門海運株式会社は解散することになります。

この合併は、会社法第 796 条第 3 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに行うものがあります。

また、当社は、長門海運株式会社の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりであります。

(兵機海運株式会社)	金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(長門海運株式会社)	掲載紙 官報
	掲載の日付 平成 26 年 6 月 25 日
	掲載頁 66 頁（号外第 142 号）

## 記

1. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内に、その旨をお申し出下さい。
2. この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨のお申し出下さい。また、この合併に反対で株式買取請求を希望される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までに、その旨及び株式買取請求に係る株式の数を書面によりお申し出下さい。

以 上